

○建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百十二号)

改正 平成一二年一二月二二日建設省告示第二四四二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の二の五第一項第六号の規定に基づき、建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を次のように定める。

建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するものの設置に関して防火上支障がない部分を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の二の五第一項第六号に規定する防火上支障がない部分は、次のとおりとする。

- 一 接合部におけるガスケット及びたわみ継手部分その他構造上軽微な部分
- 二 下宿の各宿泊室、住宅の各住戸又は寄宿舍の各寝室（以下「各宿泊室等」という。）又は各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）別表第一（い）欄（二）項に掲げる用途の特殊建築物以外の特殊建築物の居室を除き、附属して設けられる便所、浴室、洗面所その他これらに類するものを含む。）及び便所、浴室、洗面所その他これらに類するもの（以下「各居室等」という。）に設ける換気、暖房又は冷房の設備（以下「換気設備等」という。）で、各宿泊室等（各居室等が二以上の階を有する場合にあっては、当該各宿泊室等の各階）又は各居室等の当該部分ごとに設ける換気設備等（令第二十条の三第二項に規定する換気設備を除く。以下同じ。）の風道（各宿泊室等又は各居室等以外の居室を経由することなく外気に開放されるものに限る。）で次のイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部から一メートル以内の距離にある部分を不燃材料又は硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタルで造られた外管の二層構造としたもので、別表に掲げる寸法に適合するもの
 - ロ 延焼のおそれのある外壁の当該風道の開口部に令第九十九条に規定する防火設備又は令第一百二十二条第十六項に規定する特定防火設備（法第二条第九号の二ロに規定する防火設備によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合にあっては、法第二条第九号の二ロに規定する防火設備）を設けたもの

別表

呼称寸法	内管		外管	
	外径（単位　ミリメートル）	肉厚（単位　ミリメートル）	外径（単位　ミリメートル）	肉厚（単位　ミリメートル）
五〇ミリメートル	六〇以下	一・八以上	七三以上	六・〇以上
六五ミリメートル	七六以下	二・二以上	八九以上	六・〇以上
七五ミリメートル	八九以下	二・七以上	一〇二以上	六・〇以上
一〇〇ミリメートル	一一四以下	三・一以上	一二九以上	六・五以上
一二五ミリメートル	一四〇以下	四・一（管の内部を均等に分割する隔壁を設けたものにあつては三・二）以上	一五六以上	七・〇以上

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。